

処遇改善の取組み

社会福祉法人飛騨慈光会では「福祉・介護職員処遇改善加算（処遇改善加算）」、「福祉・介護職員等特定処遇改善加算（特定加算）」を積極的に算定し、職員の処遇改善のため、以下の取組みを行っています。

◎実施期間／令和2年4月～令和3年3月

◎賃金改善計画について

賃金改善を行う項目：処遇改善手当に加え、特定処遇改善手当を創設

◎「経験・技能のある障害福祉人材」の基準設定

勤務年数10年以上の有資格者及び変更特例で法人の指定する研修修了者

◎職場環境等要件について

◇研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動

◇職員研修規程の基づく研修の実施

◇新人職員の早期離職防止の為にエルダー・メンター（新人指導担当者）制度等導入

◇介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のためのリフト等の介護機器等導入

◇健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備

◇子育てとの両立を目指すものの為の育児休業制度の充実

◇障害福祉サービス等情報公開制度の活用による経営・人材育成理念の見える化

◇障害を有数する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮

◇非正規職員から正規職員への転換推進